

きずな通信

2019.2・3月 No.170

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合 きずな
(takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp)

労働保険事務組合きずなの皆様へ



労働保険料を納付いただきありがとうございました。

事業所様に納付いただいた第3期分の労働保険料は、2月14日に国に納付いたしました。ご協力いただきありがとうございました。また領収書は、事業所様へ順次郵送いたします。早め領収書が必要な事業所様は、手配いたしますので、ご連絡よろしくお願いたします。

● 労働保険料年度更新の時期になります。

労働保険料（労災保険・雇用保険）の年度更新の時期になりました。

年度更新では、1年間の賃金総額に基づいて納付する保険料を算定いたします。

～事業所様にご準備していただく書類～

平成30年4月～平成31年3月までの従業員全員（学生アルバイト等も含む）の賃金台帳をご準備お願いたします。

資料が出来ましたら、FAX又はいただきにあがりますのでご連絡お願いたします。

※ 給与計算を委託されている事業所様は、当事務所ですべて対応いたします。

※ 建設事業の事業所様は別の書類になりますので、個別に案内しております

社会保険加入に事業所の皆様へ



● 協会けんぽの平成31年度保険料率が改定されます!!

平成31年度の協会けんぽの健康保険料及び介護保険料が、本年3月分（4月納付分）から下記の料率へ変更となります。4月支払い給与・賞与より変更をお願いたします。

健康保険料率（給与・賞与）		介護保険料率（給与・賞与）	
2月分（3月納付分）まで	3月分（4月納付分）から	2月分（3月納付分）まで	3月分（4月納付分）から
9.97%	→ 10.02%	1.57%	→ 1.73%

働き方改革 ～ 年次有給休暇の取得義務化 ～

今般、労働基準法が改正され、2019年4月から、全ての企業において、年10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時期を指定して取得させることが必要となりました。なお週30時間以上働く方や、3年半以上勤務している週4日のパート労働者等も対象となるのでご注意ください。